

訪問介護事業所等緊急支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 高齢化や人手不足に加え、燃料価格等高騰や令和6年の介護報酬改定の影響等により、経営状況が厳しくなる中でもサービスの維持に向け運営を継続している訪問介護事業所等を対象とした、訪問介護事業所等緊急支援金（以下「支援金」という。）の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象事業所)

第2条 支給対象となる事業所は、愛媛県内に所在し、令和7年4月1日時点において指定を受けている訪問介護事業所（基準該当訪問介護事業所を含む。以下同じ。）又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で、申請時点で運営中の事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する事業所は、支給の対象外とする。

- (1) 市町
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税に未納がある者
- (4) 上記のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めた者

(支援金額)

第3条 支援金は、別表の規定に基づき、1事業所につき同表左欄に定める基本額及び同表右欄に定める加算額を合算した金額を支給する。ただし、当該加算額については、令和7年12月1日時点で特別地域訪問介護加算又は中山間地域等における小規模事業所加算（以下「中山間地域等の加算」という。）を受けている事業所に限り、支給するものとする。

(支給回数)

第4条 支援金の支給は、1事業所につき1回限りとする。

(申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、訪問介護事業所等緊急支援金申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、訪問介護事業所等緊急支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは、訪問介護事業所等緊急支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知する。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に
関し、既に支援金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌
年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は知事が別に定
める。

附 則

この要綱は、令和7年12月12日から施行する。

別表（第3条関係）

基 本 額 (全事業所対象)	加 算 額 (中山間地域等の加算を受けている 事業所のみ対象)
38,000円に常勤換算職員数1人につき 12,000円を加算した金額	常勤換算職員数1人につき、1,000円

注1 訪問介護事業所における常勤換算職員数は、指定居宅サービス等の事業の人員、設
備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条第1項に規定する訪問介
護員等の常勤換算職員数とする。

注2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における常勤換算職員数は、指定地域密
着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34
号)第3条の4第1項に規定する訪問介護員等、看護職員、理学療法士、作業療法士及
び言語聴覚士の常勤換算職員数とする。

注3 常勤換算職員数は、令和7年4月1日時点のものとする。

注4 支援金については、千円未満切捨てとする。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 中村時広

訪問介護事業所等緊急支援金支給決定通知書

このことについて、金 円を支給することに決定しましたので通知します。

なお、訪問介護事業所等緊急支援金は申請のあった金融機関口座に振り込まれます。引き続き、安定的なサービスの提供にご協力をお願いいたします。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 中村時広

訪問介護事業所等緊急支援金不支給決定通知書

このことについて、提出のあった申請書の審査を行った結果、誠に残念ながら「不支給」となりましたので通知します。

不支給の理由：